

13の力

# 説明する力

組織を伝えるための会計



三澤 章

特定非営利活動法人  
あおもりNPOサポートセンター  
常務理事・事務局長

組織としてのアカウンタビリティ(説明責任)について、財務報告を通して考えます。財務諸表から読み取れるものものとは何か。会計とは何かを考えます。また、2010年に策定されたNPO法人会計基準について、他の会計基準との違い等をNPO法人会計基準のポイントを中心に学びます。

## NPO法人におけるアカウントビリティの必要性

### ■アカウントビリティとは

みなさんは、「アカウントビリティ」という言葉をご存知ですか？ アカウントビリティとは、あらゆる組織体の中で「権限を有する者がとった行動や結果について合理的に説明を行う責務」のことを指します。「権限を有する者」とは、その組織の代表であったり、その部署の責任者であったりします。

組織内の経営が間違いなく伝えられるもののひとつとして「会計」が挙げられます。後に述べますが、様々な財務諸表と呼ばれる会計の資料の数字を読み解くことで、組織内の経営状況から、どのような部分に期待が持てるのか、どのような部分が懸念材料になるのかが見えてくるからです。ここでは、アカウントビリティとは主に「会計」の事としてお話をすすめていきます。

### ■NPO法人にアカウントビリティ(会計報告)が必要な理由

さて、NPOにとってこのアカウントビリティはなぜ必要なのでしょう。

それには、次の2つの理由が挙げられます。一つは、会員や理事など組織内の関係者にお金が適切に使われていることを説明するためです。効率的な経営を行い、経営陣(理事)が組織内の状況をチェックするのに役立てられます。このような内部報告を「管理会計」とも言います。もう一つの理由は、対外的に多くのステークホルダーに組織の状況を知ってもらうためです。活動へ理解が深まることで賛同・信頼を得て寄付を頂く事や、会員になってもらい会費を頂く事にもつながります。更に、NPO法人では毎年活動報告を提出することが義務付けられていることから、会計基準に則した資料提出が求められます。このような外部報告を「財務会計」とも言います。

### ■リスクマネジメント

また、アカウントビリティを徹底することは組織のリスクを軽減する事にもつながります。会計に限らず、組織内に起こったすべての事に責任権限を委譲し、細やかな事柄においても報告責務を設けることが後に大きなトラブルへと発展するような事象を防ぐことにつながります。このようなリスクを予測し、最小限に留めるために管理することを「リスクマネジメント」と呼びます。

リスクマネジメントで重要なことは、起こりうるリスクを想定できるだけ列挙して把握し、それぞれのリスク発生の可能性と実際に起きたときの活動への影響を基準にしてそれぞれの重要度を算定してランキング評価することです。更に、重要度の高いリスクはもちろんですが、すべてのリスクについて最小限に抑えられるための対策を予め考えておくことです。





## 想定される経理管理業務の流れ

### 〈 想定される業務 〉

#### 現金管理業務

(日々の現金の入出金業務)

#### 証憑類の管理業務

(領収書・請求書・納品書など)

#### 帳簿の記帳業務

(現金出納帳、銀行出納帳、  
総勘定元帳の作成、伝票の作成)

#### 給与計算事務

(給与計算、源泉徴収、労務事務)

#### 決算業務

(試算表・決算書などの作成)

#### その他規模に応じた経理管理業務

(資金繰りや税務申告)

### 〈 管理のポイント 〉

日々の現金の入出金がわかるように、しっかり記録に落とし込みます。

帳簿をつけるための証拠的書類としての証憑類もわかるように管理します。

帳簿を勘定科目ごとに記録する総勘定元帳伝票を作成して会計ソフトに入力する方法など記録の方法はさまざまです。

従業員がいて給与などを支払っている場合は、給与計算や社会保険などの労務も発生します。

毎月、半期、年次決算など、必要に応じた決算業務を行います。

- ①経費や仕入の支払い事務、請求書など売上関係書類の作成事務を行います。
- ②各種の支払いをスムーズに行うための資金繰り(資金の運用、借入などの権利)業務も重要です。
- ③税務に関する申告・納税業務(法人税の申告納税・源泉所得税の支払いなど)も期限厳守で行います。

## NPO法人の会計（貸借対照表と活動計算書）

### ■組織に会計が必要な理由

会計は組織のリーダーには必ず理解頂きたいものの一つです。例えばバランスシートの純資産を見ると組織の経営状況がわかったり、次の一手を打つ際の参考になったりと「経営のバロメーター」としての役割を持ちます。また、真実明瞭な会計を作ることで、対外的な信用度を高めることができるなど組織内の「ブランド価値向上」としての役割も持ちます。従って、会計書類を一つ一つ残していくことは本当に大変で面倒な事ではありますが、NPOを運営していく際に必須となります。ここでは、貸借対照表、活動計算書（以前は「収支計算書」とも呼ばれていました）について説明します。

### ■貸借対照表、資産項目／負債項目

貸借対照表とは、現在組織の中にある単年ごとの資産と負債について表したものです。この書類を見ると、現在の組織の経営バランスを読み取ることができることから「バランスシート」とも呼ばれます。

### ■活動計算書 収益項目／費用項目

活動計算書とは、単年ごとの収益と費用について表したものです。この書類を見ると、組織内で「いくら入って（収益）」「いくら出て（費用）」いったのがわかります。複数の事業を行っている団体は事業ごとに分けて収益と費用を出します。以前は「収支計算書」と呼ばれていましたが、一昨年のNPO法の改正に伴い、「活動計算書」へ変更となりました。詳しくは右ページにまとめています。

### ■NPO法人の会計基準

これまで、NPO法人の会計には統一された「ルール（基準）」が無く、NPOのアカウンタビリティで最も重要である会計報告であるにもかかわらず、その組織独自の多様な形式が存在し、中には数字の整合性が取れていないものも多く存在していました。

そこで、NPO法人の会計報告について、統一したルールを作成し、NPO法人全体の信頼性向上につなげるために2010年7月20日に策定されました（その後、NPO法改正に伴い2011年11月20日に一部改正）。ただ、法律ではないので強い拘束力がある（必ずしもこのスタイルで出さなくてはならない）訳ではありませんが、これからNPO法人として活躍していくリーダーの皆さんには統一された会計基準で財務諸表を提出し、対外的にわかりやすい報告を行うことが望ましいとされています。主に4点を右ページで紹介します。





●活動計算書

●新会計基準4つの特徴

科目	金額	
I 経常収益		
1.受取会費		
正会員受取会費	3,500,000	4,300,000
賛助会員受取会費	800,000	
2.受取寄付金		9,500,000
受取寄付金	7,000,000	
資産受贈額	2,500,000	
3.受取助成金等		7,000,000
受取民間助成金	4,000,000	
受取国庫補助金	3,000,000	
4.事業収益		7,000,000
事業A	1,000,000	
事業B 自治体受託事業C	2,000,000 4,000,000	
5.その他収益		150,000
受取利息 雑収入	102,000 48,000	
経常収益計		27,000,000
II 経常費用		
1.事業費		20,800,000
(1) 人件費		
給料手当	15,000,000	
法定福利費	1,000,000	
人件費計	16,000,000	
(2) その他経費		
印刷製本費	1,800,000	
旅費交通費	1,450,000	
通信運搬費	550,000	
地代家賃	1,000,000	
その他経費計	4,800,000	
事業費計		20,800,000
2.管理費		3,000,000
(1) 人件費		
給料手当	2,000,000	
法定福利費	100,000	
人件費計	2,100,000	
(2) その他経費		
通信運搬費	200,000	
消耗品費	300,000	
地代家賃	200,000	
減価償却費	100,000	
雑費	100,000	
その他経費計	900,000	
管理費計		3,000,000
経常費用計		23,800,000
当期正味財産増減額		415,000
前期繰越正味財産額		200,000
次期繰越正味財産額		615,000

**1. 収支計算書から活動計算書へ**  
 どのような活動（事業）にどれくらいの費用がかかったか、それをどのような形で資金調達したか、その活動の結果正味の財産がどれくらい増えた（減った）のかを表します。フロー（活動計算書）とストック（貸借対照表）のどちらの計算書も金額が合うことが大原則であることは言うまでもありません。

**2. 事業費も形態別分類に**  
 費用の分類はまず「事業費」と「管理費」に分け、さらに「事業費」の中で「人件費」「その他経費」、「管理費」の中で「人件費」「その他経費」に分けて表示します。

**3. 財務諸表の注記**  
 重要な会計方針や用途が制約されたお金などについて注記する。たとえば、用途がはっきりしている寄付金などはその用途ごとに受入額、減少額、次期繰越額を注記します。

**4. ボランティアなどを会計に取り込む**  
 ボランティアの役務など、本来金額換算できないものであっても合理的に算定できる場合は注記する。更に、財務諸表に計上するに足りるほど客観的なものは活動計算書に計上できます。

## NPO法人の税務

### ■ NPO 法人にも課税義務がある

よく、NPO 法人はボランティアだから税金が免除されると思っている方がいますが、NPO 法人も法律の定めによる納税義務に該当すれば納税しなければなりません。

主に、以下の税金が関係してきます。みなさんの団体でも該当しそうなものはありますか？

- ・従業員に給料を支払ったとき。講師謝礼を支払ったとき……源泉所得税
  - ・収益事業を行ったとき……法人税
  - ・課税売上が1000万円を超えたとき……消費税
  - ・その他……固定資産税、印紙税、自動車税、住民税、事業税、相続税など
- どうですか？ それでは、とくに関係が深いものを次項で説明しましょう。

### ■ NPO 法人の税務(法人税・所得税)

**法人税**：法人税法施行令第5条に定められた34業種の事業で継続して事業場を設けて営まれるものは、法人税法上の収益事業として課税対象になります。これらの事業を行う場合、それがNPO法における特定非営利活動（もしくはその他の事業）であっても対象となります。なお、税務署により課税対象事業の判断が異なる場合もありますので、確認されたい方は地域にある所轄の税務署にお問い合わせください。

**所得税**：職員に給与を支払う場合は、源泉所得税と住民税が関係してきます。また、原稿料、講演料、デザイン依頼などの報酬も源泉徴収が必要になります。これらは、組織の規模や法人税などの課税対象とはまったく別のものですので該当する人がいれば、NPO 法人が徴収義務者としての納付事務を行わなければなりません。

### ■ NPO 法人の税務(消費税・印紙税)

**消費税**：課税される期間は業務開始3年度目からとなります。つまり、設立2年度目までは消費税の課税はありません。また、課税対象外の収入として、入会金、会費、負担金、寄付金、交付金、補助金、募金などがあります。逆に課税対象収益としては、収益事業に関わる収益（物品の販売やサービスで対価を得るもの）があります。ただし、課税対象事業の収益でも収益が1000万円以下の場合は免税されます。（尚、平成25年4月から、消費税の課税の仕組みが変更となりますのでご注意ください）

**印紙税**：NPO 法人が発行する「領収書や受取書」は、たとえ収益事業に関するものでも金額に関わらず印紙の添付は不要です。ただし、「契約書」については免除の規定がないので印紙が必要となるのでご注意ください。自治体との委託契約などの場合は、契約内容により印紙不要となる場合がありますので、最寄りの税務署に実際の契約書を持って確認に行きましょう。

### ■ 「認定NPOへの寄付」について

NPO 法人がある一定の条件をクリアすることで「認定NPO 法人」となることが可能です。

認定NPO 法人となった団体に寄付をすれば、個人の場合は一定限度内で寄付金額に応じた所得控除や企業の場合は損金算入することが認められます。また、個人が相続財産を寄付した場合は、その寄付分が課税対象外になります。また認定NPO 法人にとっては、その収益事業所得を非収益事業に充てた場合は、一定限度内でその金額に応じた損金算入が認められます。認定NPO 法人に認定されるためには、PST（パブリックサポートテスト）と呼ばれる一定の条件をクリアする必要があります。



## 〈法人による税制上の違い〉

課税措置 法人の種類	収益事業課税の 適用 ※1	軽減税率の 適用 ※2	みなし寄付の 適用 ※3	利子等非課税の 適用 ※4	寄付金控除の 適用 ※5
公益法人	●	—	●	●	●
非営利一般法人 ※6	●	—	—	—	—
その他の一般法人	—	—	—	—	—
NPO法人	●	—	—	—	—
認定NPO法人	●	—	●	—	●
社会福祉法人・学校法人	●	●	●	●	●
消費生活協同組合	—	●	—	—	—
普通法人(企業)	—	—	—	—	—
任意団体(法人格なし)	●	—	—	—	—

- ※1 収益事業課税：法人税法上の34業種の収益事業のみに課税（寄付金や助成金には課税しない）。適用なしは全所得課税（原則課税）＝すべての所得に課税（寄付金や助成金にも課税）
- ※2 軽減税率：所得の22%を課税 →新しい公益法人には軽減税率は適用されなくなる。適用なしは普通税率＝所得の30%（ただし800万円以下の部分は22%）
- ※3 みなし寄付：収益事業所得から公益目的事業に支出した額を寄付＝損金とみなして課税所得から控除する仕組み。損金算入できる額は従来の公益法人では全所得の25%、特定公益増進法人では50%であったが、新しい公益法人では50%または公益目的支出額の全額になる。
- ※4 利子等非課税：利子等に係わる源泉所得税（利子等の20%）を非課税
- ※5 寄付金控除：適用法人に寄付を行った場合、個人では所得金額の50%までを課税所得控除、企業等の法人では所得の5%（これまでは2.5%）相当額までを経費扱いで損金算入できる。
- ※6 非営利一般法人：一般法人のうち、①余剰金の分配を行わない旨が定款において定められている ②会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としている、等の要件に該当するものに対する税制上の通称。

### 【パブリックサポートテスト(PST)について】

- 年3,000円以上の寄付者が年平均100人以上。
- 経常収入金額のうちに寄付金等収入金額の占める割合が20%以上。
- 匿名寄付、少額寄付等を計算から除外する必要なし。
- 「仮認定制度」と呼ばれるPSTを満たさずとも他の要件を満たしていれば認定を3年間だけ与える制度もある。



## 報告の必要性

～あおもりNPOサポートセンターの場合～

青森県には約350のNPO法人があります。その中で、自分たちでホームページを開設している団体は約半分で、日々更新を行い自分たちの活動を発信している団体はその中の約半分です。その中で、年間の事業報告書、収支計算書・貸借対照表・財団目録などをホームページ上で公開している団体の数は10団体ほど…。NPOは自分たちの活動を正しく知ってもらうためにも会計や活動報告をしっかりと行い、外に発信する必要があると良く言われますが、現実はとても寂しい数字です。



誰でも簡単に情報が発信できるようなポータルサイトがあれば、もっと活発に情報発信が行われるのでは。そんな思いで2012年10月からスタートしたのが、『青い森地域創造基金NPOポータルサイト』です。始まって間もないこともあり、まだまだ改善の余地はありますが、団体紹介のページでは、メールができる方であれば、フォーマットに打ち込むだけで簡単に完成形になるように、できるだけ「難しさ」や「面倒くささ」といった固定観念のハードルを低くし、「まずは発信する」ことを意識するような工夫をしました。また、事業報告書や財務諸表のフォーマットをダウンロードできるようにしたことも特徴です。

ポータルサイトは県内のNPOが一堂に集まるフィールドをイメージしていて、そこに集うことで、企業や一般の方の目に留まる機会が増えてくるが期待されます。登録団体には簡単に情報発信ができ、目に留まる可能性が上がる一方、会計報告書や活動報告書の添付、定期的な更新をお願いしています。それが本来の目的ですから。



目指すところはポータルサイトを活用する団体が、自分たちでホームページを開設し、そこで日々の活動や、年間の報告を発信することができるようになることです。今回立ち上げたポータルサイトが、そのきっかけになればと思っています。

### ■特定非営利活動法人 あおもりNPOサポートセンター

〒030-0801  
青森市新町1-13-7 和田ビル2階  
<http://www.a-nponet.jp/>

1997年5月、青森の地にNPOを根付かせようと青森NPO推進フォーラムを結成し、情報発信や啓発活動などを行って来ました。その実績を踏まえ、さらに充実したNPO活動、及び、その支援を推進するために1999年、県内最初の特定非営利活動法人として、あおもりNPOサポートセンター（ANPOS）をスタートさせました。NPOが持つ新しい日本社会の可能性を、北東北青森で花咲かせるためにつくられた、ネットワーク組織です。「NPOのためのNPO」として、市民にむけた啓発活動、NPOの支援とネットワークづくり、調査研究や政策提言を主な活動としています。今回、コラムで紹介しましたNPOポータルサイトは、2012年5月に当法人が中心となり設立された一般財団法人 青い森地域創造基金の事業として、県内のNPO法人の情報発信を促進するために開設されたものです。

